

令和3年6月29日

発言者	発言要旨
梅津委員	<p>今春の凍霜害の被害状況は深刻であり、対策が必要と感じた。県の凍霜害・雹害緊急対策パッケージ（以下、「緊急対策パッケージ」という。）の気象災害対策施設整備等緊急支援における井戸掘削への支援に係る要件緩和の状況はどうか。</p>
園芸農業推進課長	<p>散水氷結のための井戸掘削については50m掘削を上限としていたが、補助要件を緩和し、135万円以内で100m掘削する場合も補助対象にする。135万円の根拠は、過去3年間の井戸掘削の事業実績における最も高い工事費が27,000円/mであり、これに50mを乗じて135万円とした。</p>
梅津委員	<p>個人農家へのさくらんぼの省力仕立て設備の整備以外の補助はどうか。</p>
園芸農業推進課長	<p>産地づくりのために計画的に取り組む農業者組織を支援する視点から、基本的には個人農家への補助は認めておらず、補助対象は農業者の団体、具体的には3戸以上の農業者としている。さくらんぼの省力仕立て設備の整備については、個人の管理になるため、要件を緩和し、個人農家も補助対象としている。</p>
梅津委員	<p>最上川中流では5月から灌漑が始まり、土地改良区の水が使われるようだが、散水氷結法について、井戸水ではなく、土地改良区が管理している水を使うことはできないのか。</p>
農村整備課長	<p>農業用水の水利権に関しては河川管理者より用途別に許可されており、利用する場合は河川管理者である国土交通省との水利権協議が必要になってくる。最上川中流土地改良区の例では、水利権は昭和57年に農林水産省が取得しており、県も土地改良区も水利権は所有していない。この地域で水が必要となった場合には、地元のニーズに関して土地改良区と情報共有し、国等の関係機関に適切に取り次ぐなど進めていきたい。</p>
梅津委員	<p>この土地改良区の水を活用して散水氷結のための設備を導入する場合も緊急対策パッケージの気象災害対策施設整備等緊急支援における補助対象になるのか。</p>
園芸農業推進課長	<p>今回の事業については、防霜対策用として防霜ヒーター、防霜ファン、散水氷結のための井戸掘削やスプリンクラーについて支援するが、例えば、用水路から水を引いて散水する場合もその機器等については、補助対象となる。</p>
梅津委員	<p>本年3月に「防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」が策定されたが、ため池の整備状況はどうか。また、ため池の防災対策についてどのように取り組んでいくのか。</p>
農村防災・災害対策主幹	<p>令和3年3月時点において、35箇所のため池で国の補助事業を活用して整備を実施している。35箇所のうち8箇所が既に完了し、23箇所が施工中、4箇所が測量調査設計を行っている。今後は、県内1,093箇所のうち、370箇所を防災重点農業用ため池に指定し、推進計画期間10年の間で、37箇所のため池を改修する計画</p>

発 言 者	発 言 要 旨
梅津委員	<p>である。</p> <p>コロナ禍で米の需要が減少し県産米の在庫が増えている中、倉庫の確保が難しい状況にあるが、倉庫の整備支援について、国への要望が必要と考えるがどうか。</p>
県産米ブランド推進課長	<p>一般的施設の補助については国の補助事業で「強い農業担い手づくり総合支援事業」、「産地生産基盤パワーアップ事業」があるが、汎用性の高いものについては対象外となっている。ただし、米の検査作業や出荷作業の効率化を図るものについては当事業の補助対象となるため、国の助成制度の活用も視野に入れ、必要に応じて生産者にアドバイスしていきたい。</p>
矢吹委員	<p>農林水産省職員による被害視察があったが、降霜・降雹被害についてどのような支援が効果的と考えているか。</p>
農政企画課長	<p>①次期作に向けた高収益作物次期作支援交付金のような高単価の事業支援、②散水氷結法等の防霜対策設備の導入などの施設整備に対する対象者をできるだけ限定せずに個人農家でも使うことができる幅広い支援、③収入保険等のセーフティネット加入の際の負担感を和らげるための後押しとなる掛金の助成等を記した要望書を国に手渡した。</p>
矢吹委員	<p>防霜対策で燃料費がかかりすぎるという声を聞くが、防霜ヒーター、防霜ファン導入に係る課題意識はどうか。</p>
技術戦略調整主幹	<p>4月の低温により、過去に経験のないほどの強い降霜が発生し、かつ遭遇時間が長かったため、各種の防霜対策技術の効果は様々であった。また、防霜対策に取り組みたくてもコスト面や圃場条件によって制限される面もある。今後、生産者から効果の有無や問題点など様々な意見を聴くことを含めて追跡調査を実施するとともに対応マニュアルを整備し講習会等で説明していきたい。</p>
矢吹委員	<p>専門職大学について、初期投資、運営費、学費等を含めた経営計画はどのようなになっているのか。</p>
農政企画課長	<p>初期投資は、校舎の建設費が最も大きく、現段階では28億1,000万円程度で、これに更新が必要な施設整備費が加わる。</p> <p>運営費は、実習施設を含めて付帯施設の更新をどの程度にするかにより維持管理費が変わってくる。また、教員の人件費も招聘する教員により異なるため、今の段階で言及できない。</p> <p>学費は、県内公立大学の授業料と入学料の例を参考にして11月頃に検討する予定である。学費収入で運営費コストを全て賄うことは難しいと思われるが、文部科学省からの運営費交付金があり、年額2.4億円の見込みは立っている。金額の精査をし、できるだけ収支均衡に近づくように努力していきたい。</p>
矢吹委員	<p>専門職大学があることによって地域に波及する経済効果や山形の農業の未来への効果を数値で示すことは非常に大事だと考えるがどうか。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
農政企画課長	<p>昨年、専門のシンクタンクに依頼し、専門職大学を設置した県内の経済効果を試算したところ、農林大学校のみの現状と比べて、大学が始まって4年目の段階で、年間で10億5,000万円の経済効果が見込まれるという結果が出た。この内容としては、学生や県外から来た教員が新しく定住し、定住人口が増えることによる消費活動増加の部分、卒業生が就農して定着し、そこで消費することによる経済効果、大学の独自ブランド商品の開発販売、大学発のベンチャー企業を食品産業と連携して取り組むことによる売上げを見込んでいる。</p> <p>税金については、大学が始まって4年目の見込みでは、県税で約600万円、市町村民税で約800万円増える見込みである。</p>
石黒委員	<p>自然災害に対する研修・勉強会等のソフト面の支援はどのような形で行われ、どのレベルまで達しているのか。</p>
技術戦略調整主幹	<p>技術指導のフォローアップは、酒田においては、産地研究室と総合支庁農業技術普及課とJAが連携してプロジェクトチームを組み、既に4、5回集まっており、現地試験や追跡試験を実施している。今後、取りまとめて研修会を開催していく。また、生産者の防霜や防雹への意識付けを図るためには、身近に把握できる気象センサーが重要であり、8月までに県内58箇所に設置し、来年から活用していく。生産者の中には、気象センサーを確認するため、これを機にスマートフォンに変える農家もあり、研修会を通じて、生産者への意識付けを含めてしっかり取り組んでいきたい。</p>
石黒委員	<p>自然災害にあった農家のモチベーションをどう支えるか。</p>
技術戦略監	<p>被災農業者の声を幅広く聴き、市町村、JAからも協力を得たうえで、どのようなサポートができるか、検討していきたい。</p>
石黒委員	<p>「山形米（マイ）ハート贈ろう運動」の詳細と県産米の在庫の状況はどうか。</p>
県産米販売推進主幹	<p>令和2年産の業務用で販売が遅れているはえぬきについて、県外へ贈答を呼びかける全県運動として、県外への送料の一部を支援して贈答利用を促進していく取り組みである。</p> <p>元年産米については、コロナの影響で販売が2か月ほど遅れていたが、昨年12月末の時点で、卸への販売は終了している。</p>
石黒委員	<p>酒田港活用を視野に入れた米の輸出拡大に向けた貯蔵施設の整備に対する支援の現状はどうか。また、神戸の会社が酒田港を利用して、米輸出を図ってきたいとのことだが現状はどうか。</p>
農産物流通販売推進室長	<p>酒田港近くの貯蔵施設として一昨年、庄内南部ライスステーションが約2万5,000t貯蔵できる施設としてオープンしている。今後の貯蔵施設の整備については、昨年11月に政府において、輸出実行戦略が策定され、今年1月から農林水産省と国土交通省が連携して物流のあり方について関係団体との意見交換会を開催しており、今後明確になってくると思われる。神戸の会社については、昨年10月、試験的に中国側のオーダーに基づいて新潟県産米6t、福岡県産米1t、合計7</p>

発 言 者	発 言 要 旨
石黒委員	<p>tを酒田港から中国に輸出した。</p> <p>神戸の会社について、酒田港の利用の観点から、新潟県産米、福岡県産米ではなく、山形県産米のPR活動も大いにすべきと考えるがどうか。</p>
農産物流通販売 推進室長	<p>酒田港を活用した米の輸出の場合、中国が輸出先の一つになるが、現在、県内には、中国から指定された指定精米工場がない状況である。このため、指定精米工場の認可に向けて、政策提案や北海道・東北知事会を通じた要望活動等、あらゆる機会を通して国に働きかけを行っていきたい。</p>
石黒委員	<p>営農型太陽光発電について、議論を深めながら対応していかなければならないと考えるが、県の認識はどうか。</p>
農業経営・所得 向上推進課長	<p>営農型太陽光発電については、基本的に農地に設置する場合は農地の一時転用扱いになり、太陽光発電の事業を終了する場合には、農地に原状復旧しなければならない。県内で一時転用して営農型の太陽光発電をしている事例は33件あり、そのうち水田は3件である。荒廃農地を活用した太陽光発電の取組みは、県全体では103件進められている。県としては、荒廃農地についての有効活用という観点では、重要な取組みの一つではないかと認識しており、積極的に進めていきたいと考えている。</p>